

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年11月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年12月21日 22時20分ごろ
発生場所	青森県東通村尻屋岬港 尻屋岬港東防波堤灯台から真方位072° 770m付近 (概位 北緯41° 24.7′ 東経141° 26.2′)
インシデントの概要	貨物船蔵王丸は、着岸作業中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和元年12月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 蔵王丸、4,125トン
船舶番号、船舶所有者等	133362、興和海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約20m/s、視界 良好 海象：波向 南西、波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の末期 青森県東通村には、21日15時57分に風雪注意報が発表され、 本インシデント時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、空船の状態で青森県尻屋岬港に 着岸作業中、綱取り兼引船（以下「本件タグボート」という。）が放 した係留索（以下「本件係留索」という。）を運転中のバウスラスト が巻き込んで停止し、風速約20m/sの南西風に圧流され、尻屋岬港 奥の浅所（以下「本件浅所」という。）に座洲した。 船長は、トランシーバーで本件タグボートに本件係留索を放すよう に指示をしたが、船内指令装置で船首部配置の乗組員に巻き取るよう に伝達していなかった。 本船の喫水は、船首約2.9m、船尾約5.2mであった。
分析	本船は、着岸作業中、風速約20m/sの南西風が吹く状況下、船長 が本件タグボートに本件係留索を放すように指示した際、その指示が 船首部配置の乗組員に伝わっていない中、本件係留索を巻き取るのが 遅れてバウスラストに巻き込んで停止したことから、姿勢制御が不能 となって南西風に圧流され、本件浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、着岸作業中、風速約20m/sの 南西風が吹く状況下、船長が本件タグボートに本件係留索を放すよう に指示した際、その指示が船首部配置の乗組員に伝わっていない中、 本件係留索を巻き取るのが遅れてバウスラストに巻き込んで停止した ため、姿勢制御が不能となって南西風に圧流され、本件浅所に座洲し

	たものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、離着岸操船時、乗組員への指示を確実に伝達すること。